

助成金交付申請の手続きの流れ（法人・事業者向け）

（注）法人・事業所を対象とした助成金（個人は対象外です）

ステップ1 助成対象となる条件①

次の条件を満たす従業員を雇用している法人はステップ2へ
※条件を満たしていない場合は助成を受けられません

- ①従業員が喀痰吸引等研修（第1号または第2号研修）を修了している
- ②研修修了日から申請日までの間、同一の事業所に3カ月以上継続して就労している
- ③研修の受講料の支払いを完了している

ステップ2 助成対象となる条件②

次の条件を満たす法人はステップ3へ
※条件を満たしていない場合は助成を受けられません

- ①研修の受講料のうち、2分の1以上の費用を法人が負担している
- ②市税の滞納がない
- ③登録喀痰吸引等事業者、もしくは、登録特定行為事業者である

ステップ3 申請書類を提出

以下の書類を高齢者支援課の窓口へ提出（郵送可）

- ①申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②市税に滞納がないことを証明する書類
- ③喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る研修修了証書の写し
- ④喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る対象経費が明らかとなる領収書
- ⑤登録喀痰吸引等事業者か登録特定行為事業者であることを証明する書類
- ⑥事業所からの助成金額が確認できる書類

高齢者支援課で ①提出書類の確認
②その他交付条件に合致しているかの審査を実施し交付の可否を決定

→ **交付決定通知書兼額確定通知書の送付**

（※）交付できない場合は不交付決定通知書を送付

ステップ4 請求書を提出

交付決定通知書兼額確定通知書を受け取ったら、請求書（様式第4号）を高齢者支援課に提出



助成金の振込